衆議院安全保障委員会ニュース

【第200回国会】令和2年1月17日(金)、第9回の委員会が開かれました。(閉会中審査)

- 1 国の安全保障に関する件(中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組等)
 - ・中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組等について、河野防衛大臣及び茂木外 務大臣から報告を聴取しました。
 - ・茂木外務大臣、河野防衛大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。
 - (質疑者)中谷元君(自民)、浜地雅一君(公明)、前原誠司君(立国社)、玄葉光一郎君(立国社)、本 多平直君(立国社)、篠原豪君(立国社)、赤嶺政賢君(共産)、足立康史君(維新)

(質疑者及び主な質疑事項)

中谷元君 (自民)

中東地域への自衛隊派遣

- ア 自衛隊の補給拠点の選定に当たっての検討状況及び活動海域にペルシャ湾を含めない理由
- イ 不測の事態を想定し自衛隊に対し海上警備行動をあらかじめ発令しておく必要性
- ウ 正当防衛及び緊急避難以外の武器使用を可能にする特別措置法を制定する必要性
- エ 自衛隊がペルシャ湾内の日本関係船舶を防護する上で憲法上の問題があるならば憲法改正を提起 すべきとの考えに対する河野防衛大臣の見解

浜地雅一君(公明)

中東地域への自衛隊派遣

- ア 防衛省設置法第4条の「調査及び研究」に基づく派遣であるにもかかわらず閣議決定をした理由
- イ 閣議決定時から現在までの中東情勢に対する河野防衛大臣の認識
- ウ 安倍内閣総理大臣の中東(サウジアラビア・UAE・オマーン)訪問の意義及び成果
- エ 中東地域に自衛隊を派遣しないと仮定した場合の日本関係船舶に対する情報提供又は防護を実施 する主体
- オ 自衛隊と民間の船舶運航会社との間の情報共有体制の構築状況

前原誠司君(立国社)

- (1) 海賊対処法の制定経緯
 - ア 海賊対処法の制定が必要と判断するに至った海上警備行動による海賊対処の問題点
 - イ 海賊とテロ組織を外見上識別することの能否
 - ウ テロ集団が海賊と見間違うような装備をしてテロ行為を行う可能性の有無
- (2) 中東地域への自衛隊派遣
 - ア 自衛官の安全及び職務の実効性の確保並びに中東地域の緊張状態を踏まえた新法整備の必要性
 - イ 不測の事態の発生などの状況変化や属性の識別が困難な攻撃主体への備えとしての新法整備の要 否
 - ウ あらゆる事態を想定し新法整備の検討を行う考えの有無
 - エ 将来的に防衛省設置法第4条に基づく海外への自衛隊派遣を見直す必要性
 - オ 同条を自衛隊の活動根拠とすることに対する自身の問題意識についての河野防衛大臣との共有認識の有無
- (3) 米戦略国際問題研究所(СЅІЅ)における河野防衛大臣の講演(2020年1月14日)
 - ア 中国の習近平国家主席を国賓として迎えるに当たっては尖閣諸島周辺海域への公船の侵入等の状

況について改善努力がなければ訪問のための環境に困難を見出す可能性がある旨の発言を行った事 実の有無

- イ 中国側による状況の改善が見られなくても国賓として迎えることに賛成か否かについての河野防 衛大臣の見解
- (4) 米国によるイラン革命防衛隊ソレイマニ司令官の殺害
 - ア 中東地域への米軍増派等が対中国及び北朝鮮関係においてマイナスの影響を及ぼす可能性についての茂木外務大臣の見解
 - イ 同司令官の殺害は自衛権の行使であるとする米国政府の主張に対する日本政府の見解
 - ウ 本事案の評価については同盟関係にとらわれずに日本独自の考え方を持って発言する必要性

玄葉光一郎君(立国社)

- (1) 米国によるイラン革命防衛隊ソレイマニ司令官の殺害
 - ア 2014年のロシアによるクリミア併合に対する日本政府としての国際法上の評価
 - イ 同司令官の殺害に対して日本政府がポジティブな評価を出していないことについての茂木外務大 臣の見解
 - ウ 同司令官の殺害における必要性・緊急性の有無についての茂木外務大臣の認識
 - エ 必要性や緊急性がなければ自衛権を行使することはできないのではないかとの指摘に対する外務 省の見解
- (2) 自衛隊派遣における不測の事態への対応
 - ア ホルムズ海峡を通過する日本籍船、日本人が乗船する外国籍船、我が国の船舶運航事業者が運航 する外国籍船及び我が国の積荷を輸送している外国籍船の隻数
 - イ 「中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について」(令和元年 12 月 27 日 閣議決定)において「不測の事態」として想定している具体的な事態
 - ウ 海上警備行動を発令した場合の活動の地理的範囲にペルシャ湾及びホルムズ海峡が含まれるかど うかについての河野防衛大臣の見解
 - エ 日本船籍ではない日本関係船舶が侵害行為を受けた場合に護衛艦が実施し得る措置
 - オ 武器を使用して日本関係船舶を護衛することができないことに対する河野防衛大臣の心配の有無
 - カ 外部からの武力攻撃があった場合の海上警備行動による対応の可否
 - キ 「国又は国に準ずる組織」による侵害行為の想定の有無
 - ク イエメンのホーシー派、レバノンのヒズボラ、イラクの人民動員隊 (PMU) などの親イラン民 兵組織が「国又は国に準ずる組織」に該当するかどうかについての茂木外務大臣の見解
 - ケ イラクの PMU からの攻撃を想定する必要性についての河野防衛大臣の見解
 - コ 外部からの武力攻撃やイラクのPMUによる攻撃を想定していないことの妥当性についての河野 防衛大臣の見解
 - サ イランによる核合意の逸脱行為の進展を踏まえた今後の中東情勢の見通し
 - シ 本年1月14日にジョンソン英首相が核合意について「トランプ合意」を結ぶべきだと発言したことに対する茂木外務大臣の評価
 - ス リスクが高まった場合に自衛隊を中東地域から撤退させる可能性についての河野防衛大臣の見解

本多平直君(立国社)

- 中東地域への自衛隊派遣
 - ア 国会での十分な議論がないまま閣議決定及び派遣開始がなされたことは国会軽視であるとの考え の妥当性
 - イ 今回の派遣に当たり新法の整備を検討した事実の有無及び新法によらないこととした事情

- ウ 新たな法案を作成して国会での審議を経てから自衛隊を派遣すべきであったとの考えの妥当性
- エ 政府が国民の権利義務に影響を与えるものではないとする防衛省設置法第4条に基づく活動が、 国民の一部であり大臣命令により派遣される自衛官の権利義務には影響を与える可能性
- オ 本年1月3日に米国がイラン革命防衛隊のソレイマニ司令官を殺害し、それに対して同月8日に イランが米軍の駐留するイラク軍基地へ攻撃するなど状況が悪化する中で、国家安全保障会議での 議論を経ずに安倍総理が自衛隊派遣方針に変更はないと述べたことの手続上の妥当性
- カ 米国・イラン双方が事態の更なるエスカレーションを望まない考えを表明した1月8日より前の 6日に安倍内閣総理大臣が派遣方針に変更はないと述べたことの妥当性
- キ 1月3日から8日の間に事態の更なるエスカレーションが起きる可能性があったことに対する政府の認識
- ク 1月3日から8日に起きた事態が「情勢に顕著な変化があった場合」に該当するか否かについて の河野防衛大臣の認識
- ケ 1月3日から8日の間に国家安全保障会議で派遣についての検討をすべきであったとの考えの妥 当性
- コ 防衛省設置法の「調査・研究」に基づく派遣に自衛官が命を懸けることになる可能性の有無
- サ 自衛隊員の安全確保に万全を期す必要性
- シ 日本関係船舶が集中して就航するホルムズ海峡及びペルシャ湾を派遣地域に含めないことの実効性の観点からの妥当性
- ス 米国を中心とした有志連合がホルムズ海峡及びペルシャ湾での活動を行うため役割分担として我 が国が同地域での活動を実施しないとすることの妥当性
- セ オマーン湾の情報が米国から得られれば同地域への自衛隊派遣も不要である可能性
- ソ イエメン沖及びオマーン湾が危険であるとの認識の有無
- タ 海上警備行動の発令が想定される「不測の事態」とは日本関係船舶が攻撃を受けた場合に限定されるか否かについての河野防衛大臣の見解
- チ 1月3日から8日の間に起きた事態と同程度の事態では国家安全保障会議が開かれない可能性
- ツ 1月3日から8日の間には国家安全保障会議を開く必要はなかったとの河野防衛大臣の認識の有 無

篠原豪君(立国社)

中東地域への自衛隊派遣

- ア 自衛隊の活動地域で戦闘行為が発生した場合には憲法上自衛隊は撤収しなければならないとの考 えの当否
- イ 昨年6月にホルムズ海峡付近において日本の船舶会社の運航するタンカーが攻撃された事案
 - a 当該事案の発生場所に近いオマーン湾で自衛隊が活動することの憲法上の正当性に関する河野 防衛大臣の認識
 - b 当該事案に類する事案が再発する危険性の有無
 - c 伝統的な国際法において個別事案が戦闘行為に該当するかどうかの判断基準の1つである事象 の継続性の観点から見た当該事案に関する河野防衛大臣の認識
- ウ 昨年6月にホルムズ海峡付近のオマーン湾においてイランが米軍の無人偵察機を撃墜した事案
 - a 当該事案でイランが撃墜の国際法上の根拠を自衛権の行使と国連に通告したことを踏まえると 当該地域はその時点で戦闘地域になったと言えるとの考えに対する政府の認識
 - b 我が国が憲法上の評価に直結する当該事案の国際法上の評価を行う必要性
- エ 現在の中東情勢の下で海上警備行動を発動するとその武器使用の対象は国家主体に該当する可能性が高いため警察権ではなく武力の行使と評価されるとする考えに対する河野防衛大臣の見解
- オ ソレイマニ司令官殺害後の中東情勢

- a 開戦前夜と言われる米国とイランの危機的状況の根源が解決されていない現状においては自衛 隊の中東派遣を当面中止すべきとの考えに対する河野防衛大臣の見解
- b 武力行使に巻き込まれる可能性がある当該地域に自衛隊を派遣することの妥当性
- カ 有志連合への自衛隊の情報提供
 - a 米中央海軍司令部に派遣される自衛隊の連絡要員の英語の正式名称及び階級
 - b 有志連合の司令部と米中央海軍司令部との位置関係
 - c 派遣部隊の哨戒機や護衛艦のデータリンクを介した米軍への情報提供が武力行使の一体化に当 たるとの考えに対する防衛省の見解
- キ 有志連合も使用すると考えられるUAEのフジャイラ港を自衛隊の護衛艦が補給拠点として使 用することは独自派遣の要件を欠くとの考えに対する河野防衛大臣の見解

赤嶺政賢君 (共産)

- (1) 米国によるイラン革命防衛隊ソレイマニ司令官の殺害
 - ア 先制攻撃や予防攻撃は国際法上認めらないという政府の見解の変化の有無
 - イ ソレイマニ司令官が米国の外交官や兵士に対する攻撃を計画していたことを理由に空爆すること は先制攻撃であるとの考えに対する茂木外務大臣の見解
 - ウ イランによる将来の攻撃を抑止するために軍事攻撃を行うことは先制攻撃であるとの認識の妥当 性
 - エ 米国が国連安全保障理事会に提出した書簡で我が国による法的評価が可能であるとの考えに対する外務省の見解
 - オ 当該攻撃がイラク政府への事前説明なく同国内で実行され同国の人民動員隊副司令官等が殺害されたことはイラクの主権侵害に当たるとの認識の妥当性
- (2) 中東地域への自衛隊派遣
 - ア 諸外国との情報共有においてイランの航空機や船舶などの軍事情報を共有する可能性
 - イ 米中央海軍司令部に派遣される連絡要員がイランの軍事情報を共有する可能性
 - ウ 自衛隊が収集した軍事情報を米国に提供する可能性
 - ウ 自衛隊が提供した情報を基に米軍が武力を行使する可能性
 - エ 自衛隊が提供した情報を基に米軍が軍事行動をとるか否かについては米軍の判断次第であるとの 考えに対する河野防衛大臣の見解
 - オ イランの軍事情報を米軍に提供することはイランからは敵対行為と見なされ、我が国独自の取組 と言いながらも実質的には米国側に立つことになるとの指摘に対する茂木外務大臣の見解

足立康史君 (維新)

中東地域への自衛隊派遣

- ア 中東産原油への依存度
 - a 中東産原油への依存度が最も高い国
 - b 依存度が最も高い国は日本であるとの認識の当否
- イ 中東産原油への依存度が最も高い国の 1 つである日本が自国関係船舶の安全確保のために特別措 置法の制定等を検討する必要性
- ウ 自衛官の生命に対する危険と手当
 - a 地域や事案によって派遣される自衛官が殉職する危険度は異なるとの考えに対する河野防衛大 臣の見解
 - b 今回の派遣に係る自衛官の手当額の決定に生命の危険という点が考慮された事実の有無
 - c 当該手当の検討は生命の危険という観点を軸に行うべきとの考えに対する河野防衛大臣の見解

d イラク派遣のイラク人道復興支援等手当及び南スーダンPKOの国際平和協力手当における 衛官の生命の危険に関する観点の有無	
エ 原子力発電所の再稼働及び原油調達先である中東への自衛隊派遣の両方に反対する見解の合理	.(任